福津市議会

議 長 江上 隆行 様

議会活性化調査特別委員会 委員長 中村 清隆

#### 議会活性化調查特別委員会報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第110条の規定により下記のとおり報告を いたします。

記

# 1. 委員会設置目的、調査事項等

### (1) 設置目的及び趣旨

今日の地方議会において、議会基本条例の制定や議員定数の削減をはじめ、さまざまな議会改革の取組みが各地で行われている中、本市議会においても、住民が期待する開かれた議会、身近な議会としてのあるべき姿を目指して努力しているところである。 こうした中、本市議会においては、さらなる議会の活性化に向け、長年に亘る先例、慣例等を見直し、これからの議会に求められる議会のあり方を議論するために議会活性化調査特別委員会(以下、「特別委員会」という。)を設置し、調査検討するものである。

### (2) 調査事項

特別委員会は議会の付託を受け、次の事項を調査する。

- ア. 会派制について
- イ. 一般質問及び総括質疑のあり方について
- ウ. 予算・決算両委員会における委員の構成と審査のあり方について
- エ. 参考人制度、専門的知見の活用等議会の権能、機能の強化・充実について
- オ. 委員の視察研修について
- カ. 全員協議会のあり方について
- キ. 福津市議会運営に関する申し合わせ内規の検証について

### (3) 委員の構成

以下の7名の委員をもって構成する。

秦浩、石田まなみ、尾島武弘、高山賢二、中村清隆、蒲生守、戸田進一

#### (4) 調査期間

令和元年 12 月 9 日から令和 2 年 12 月 28 日まで

# 2. 委員会開催日

第1回 令和元年12月9日 委員長及び副委員長の互選

第2回 令和2年1月9日 委員会の今後の進め方について

第3回 令和2年2月3日 委員の視察研修について

第4回 令和2年7月8日 予算・決算両委員会における委員の構成と審査の

あり方について

第5回 令和2年7月29日 一般質問及び総括質疑のあり方について

第6回 令和2年8月19日 会派制について

第7回 令和2年9月24日 参考人制度、専門的知見の活用等議会の権能、機

能の強化・充実について

第8回 令和2年10月21日 福津市議会運営に関する申し合わせ内規の検証に

ついて

第9回 令和2年11月6日 全員協議会のあり方について

### 3. 調査結果

(1) 第1回(委員長及び副委員長の互選)

委員長 中村清隆 副委員長 戸田進一

- (2) 第2回(委員会の今後の進め方について)
  - ア.12月定例会で最終報告を行うこととし、毎月第二水曜日に開催、計9回開催の計画とする。
  - イ.7 つの調査項目を、順次、審査していくこととするが、関連のあるものは 同時審査も視野に入れて行う。
  - ウ. 全員一致をめざしながら、最終的には委員会条例に基づき採決を行う。
- (3) 第3回(委員の視察研修について)

委員の視察研修について、予算額・実施頻度(隔年実施や毎年実施)・視察先・日程・視察結果の活用について、他自治体の実例も参考にしながら検討した。 視察テーマ設定時に、継続調査の申請などの手法をとるなども意見として出されたものの、最終的には、各委員会がテーマの目的にそって、現状の範囲内で自主的に工夫することとした。

また、視察結果の活用については、全議員での共有化などの提案も出された ものの、最終的には、議員個人が一般質問として深める方法が適当との結果と なった。

よって、委員の視察研修については、現状維持と結論づけた。

(4) 第4回(予算・決算両委員会における委員の構成と審査のあり方について)

予算・決算両委員会において、議長の中立性や公平性を保つために、また、 監査を通じて知りえた情報に基づき質疑できない監査委員の出席について検 討した。また、予算・決算両委員会の分科会審査方式や常任委員会付託審査方 式などの可能性についても検討した。

議長や監査委員の出席や採決権については、議員としての権利の保障などの 観点から何ら制約を設けるべきでないこと、予算・決算両委員会の分科会方式 等については、議員の公平性や議案の共有化の観点から、現状維持とするとの 結論となった。

一部、予算・決算両委員会時の執行部の詳細説明資料の提出要請をすること や予算・決算両委員会の本会報告書の改善(主な意見等の記述)や補正予算の採 決を最終日とするなどを今後の改善項目とした。

# (5) 第5回(一般質問及び総括質疑のあり方について)

総括質疑の時間や質疑のしかた、一般質問の日程・時間・順番・事前の通告 内容・重複質問内容の事前調整・執行部の反問権について、他自治体の実態も 参考にしながら、検討した。

総括質疑を代表質問に変更することなども検討したものの、むしろ、質疑の しかたが現状ではわかりにくい点についての改善案が出された。

一般質問については、会期の前半部分で実施している現状の日程、通告順で の順番、重複質問の事前調整も議員によって質問の視点がちがうこと、執行部 の反問権については、導入自治体も質問内容の確認程度での活用となっている ことより、現状維持とした。

今後の改善策として、総括質疑の答弁方法の変更の検討、答弁者の時間管理 の検討、重複質問の会派内での調整の努力について確認した。

#### (6) 第6回(会派制について)

会派は、政策集団との位置付けより、議案に対して同じ賛否であるべきや、 討論について同じ方向であるべきとの問題提起にもとづき、会派のありかたに ついて検討した。

最終的には、現状でもさまざまな会派運営を実施していること、議員個人の 議案に対する判断を委ねている会派もあること、同一政党で構成している会派 もあることなど多様であるため、何らかの会派の定義づけなどは行わないこと とし、会派のありかたは各会派に委ねることとした。

(7) 第7回(参考人制度、専門的知見の活用等議会の権能、機能の強化・充実について)

現状、委員会条例で規定されている「参考人制度」の活用の可能性について 検討した。制度の活用は必要との認識で一致したものの、参考人を招致する手 続きの日程的なハードルが高いこと、費用弁償や謝金などの予算措置の整備も 必要なことが確認された。委員会での活用より、所管事務調査での活用が現時 点では、取り入れやすいとの意見も出された。

(8) 第8回(運営に関する申し合わせ内規の検証について)

内規の検証については、課題として想定される 13 項目について検討した。個別の課題ごとの検討結果は以下の通りである。

- ア. 「欠席届について」は、現状の通知方法では、「文書または口頭となっている」が、「文書通知」を基本として、口頭でした場合もすみやかに文書提出を求めるように改善する。第2条は本会議のみが対象なので、委員会も同様の扱いとなるように委員会分の内規にも追記することとした。また、議論として長期欠席の場合の対応について出されたが、現状でも勧告や懲罰動議などもあることから、当面現状維持とした。他自治体の状況を把握した上、今後の検討課題とした。
- イ. 「委員会発議の議案提案について」は、自治法改正により可能となっていることから「委員会発議」を追記することとした。
- ウ. 「大綱質疑について」は、何らかの基準の設定は困難と考えられ、現状で も必要ならば委員外質疑の機会もあるので、現状維持とした。
- エ. 「委員外発言について」は、現状が内規運用通りでなく、簡素化されている。内規通りとしたならば、発言回数も増加すると想定されるが、現在の運用 どおりで問題がないということから、内規を運用に合わせ改正することとした。
- オ. 「委員長報告について」は、委員会報告書の作成や本会議での報告にあたっての副委員長との役割分担について検討した。特に意見もなく、現状維持とした。
- カ. 「一般質問の重複項目の事前調整について」は、現状でも「調整にできる だけ努める」となっているので現状維持とした。
- キ. 「委員の議案修正動議について」は、修正動議が直前に出されると議会運営上対応が困難になることや、会議規則の逐条解説では「できるだけはやく」となっていることより、採決の日の何日前までに提出と明確にした方がいいのではとの提案にもとづき検討した。修正案の発議は討論終結前ならばいつでもできることとなっているため、その時期を内規に規定するのは適さないと判断した。
- ク. 「請願書の記載事項について」は、内規で「請願書の説明は、原則として 最初に署名した紹介議員が行う」と「原則」という文言が入っており、柔軟性 があるので現状のままとした。
- ケ. 「意見書提出の請願書と意見書の扱いについて」は、意見書提出の請願書 と意見書は別ものなのでその原則に沿って進めるものの、運用上の工夫をする こととする。つまり、申し合わせ事項に規定されている「採択された請願の内

容に、意見書及び決議の要請があるものは、議会運営委員会に諮って請願の紹介議員が同案件の発議者となる。」の運用で対応していくことが望ましいとなった。

- コ. 「請願の委員会付託について」は、請願者の発言は休憩時間におとして受ける運用としているが、正式に委員会の中での発言とするため「参考人制度」の活用の可能性について検討した。「参考人制度」は限られた会期内での運用は厳しいと判断したため、現状維持とした。
- サ. 「請願の委員会付託について」は、請願の受付日の変更について検討した ものの、現状でも緊急性のあるものについては、期日を過ぎた提出であっても 必要な対応を取ることとなっているので、現状維持とした。
- シ. 「陳情書について」は、陳情書も請願書のように委員会審査をするような扱いにするかについて検討した。現状の会議規則でも、「議長が必要と認めるものは請願書の例により処理するもの」となっていることや請願書と同じ扱いとする場合の説明者のあり方等について検討が必要との意見のため、当面現状維持とした。
- ス. 「一般質問時の資料添付について」は、執行部と議員との共通認識のため 必要なものであり、現状維持で問題はない。しかしながら、提出の期限につい ては一定の取り決めは必要との結論であった。その他として、傍聴人への資料 配布・共有化について意見が出された。
- (9) 第9回(全員協議会のあり方について)

全員協議会の法的位置づけ、開催日、進行役、会議内容などの点について、 費用弁償や公務災害適用の有無もふまえて協議・検討した。

結論は、基本は現状通りとするものの、行政報告の整理整頓の必要性を確認した。つまり、行政報告といっても、議案に繋がるもの、単なる報告のもの、議会の議決を必要としないものの市民のくらしに多大な影響のあるもの等さまざまであり、今後、扱い方の検討が必要との結論であった。

以上をもって、本委員会の報告とする。